

相続税法基本通達新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="824 292 1066 405">徴管 5 - 13 課資 2 - 10 平成 16 年 6 月 29 日</p> <p data-bbox="159 464 432 577">国 税 局 長 殿 沖縄国税事務所長</p> <p data-bbox="759 592 949 620">国 税 庁 長 官</p> <p data-bbox="383 679 860 751">相続税法基本通達の一部改正について (法令解釈通達)</p> <p data-bbox="170 807 1104 922">標題のことについては、下記のとおり定めたから、これにより処理されたい。 (趣旨) 相続税の物納に関する法令の改正等に伴い、所要の整備を図るものである。</p> <p data-bbox="618 979 651 1008">記</p> <p data-bbox="163 1066 1106 1137">「相続税法基本通達」について、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。</p>	

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 章 延納及び物納</p> <p>(特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券)</p> <p>41-7 法第 41 条第 2 項に規定する「<u>特別の法律により法人の発行する債券</u>」、「<u>特別の法律により法人の発行する出資証券</u>」とは、例えば、次に掲げるような債券及び出資証券をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 債券</p> <p>イ <u>商工債券、農林債券、長期信用債券等の金融債</u> (削除)</p> <p>ロ 放送債券</p> <p>ハ 都市基盤整備債券等の政府機関債</p> <p>(2) 出資証券</p> <p>日本銀行出資証券 (削除)</p> <p>(「特別の事情」の意義)</p> <p>41-8 法第 41 条第 4 項に規定する「特別の事情」とは、例えば、その財産を物納すれば居住し、又は営業を継続して通常の生活を維持するのに支障を生ずるような場合をいうのであるから留意する。</p> <p>(「適当な価額のものがない場合」の意義)</p> <p>41-9 法第 41 条第 4 項に規定する「適当な価額のものがない場合」とは、同項に規定する物納財産の順位により物納に充てることができる財産を納付するときは、当該財産と収納価額がその納付すべき<u>相続税額</u>を超えるに至るような場合をいうものとする。</p>	<p>第 6 章 延納及び物納</p> <p>(特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券)</p> <p>41-7 法第 41 条第 2 項に規定する「<u>特別の法律により法人の発行する債券および出資証券</u>」とは、例えば、次に掲げるような債券及び出資証券をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 債券</p> <p>イ 商工債券又は農林債券</p> <p>ロ <u>長期信用債券、興業債券等の銀行債</u></p> <p>ハ <u>放送債券、交通債券等の事業債</u></p> <p>ニ 都市基盤整備債券等の政府機関債</p> <p>(2) 出資証券</p> <p><u>イ 日本銀行出資証券</u></p> <p><u>ロ 帝都高速度交通営団出資証券</u></p> <p>(「特別の事情」の意義)</p> <p>41-8 法第 41 条第 3 項に規定する「特別の事情」とは、例えば、その財産を物納すれば居住し、又は営業を継続して通常の生活を維持するのに支障を生ずるような場合をいうのであるから留意する。</p> <p>(「適当な価額のものがない場合」の意義)</p> <p>41-9 法第 41 条第 3 項に規定する「適当な価額のものがない場合」とは、同項に規定する物納財産の順位により物納に充てることができる財産を納付するときは、当該財産と収納価額がその納付すべき税額を超えるに至るような場合をいうものとする。</p>

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。